

医政地発 0706 第 1 号
国 水 環 防 第 6 号
国 水 砂 第 1 0 6 号
令 和 3 年 7 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県水防担当部（局）長 殿
各都道府県砂防担当部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（ 公 印 省 略 ）

医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握について

令和 3 年 5 月 10 日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）」において、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の一部を改正し、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度を創設したところです。また、これと同時期に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）についてもその一部を改正し、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。

つきましては、本件に関する留意点等を下記のとおり通知しますので、関係市町村に周知の上、適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 避難確保計画の令和 3 年度内作成について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和 3 年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としています。

この目標達成に向け、施設管理者等に働きかけを行うなど、避難確保計画の作成を促進していただいております。引き続き、今年度内の作成完了に向けて取組を推進していただくようお願いいたします。

2. 水防法等の改正に伴う助言・勧告に関するチェックリストについて

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の施設管理者等が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設されました。

つきましては、別紙1の「医療施設^{※1}の避難確保計画チェックリスト」及び、別紙2の「医療施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を活用して、各避難確保計画の内容を確認し、当該計画の報告を行った施設管理者等に対して適切に助言・勧告を行うようお願いいたします。

3. 水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者等から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。

つきましては、避難訓練については、原則として年一回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に訓練結果を報告していただくこととし（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる。）、報告にあたっては、別紙3の「訓練実施結果報告書（様式例）」を参考にさせていただき、管内市町村及び関係施設に周知願います。

4. 市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握について

厚生労働省では、国土交通省と連携の上、水害等を想定した医療施設の防災対策についての基礎資料とするため、別紙4のとおり、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設について実態を把握するための調査を実施することとします。市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、国土交通省から各地方整備局等を通じ、都道府県宛てに令和3年3月2日付「「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査について（依頼）」（国水環防第33号、国水砂第113号）にて調査がされており、各市町村において市町村地域防災計画に位置づけられている医療機関リストが作成されているところです。

つきましては、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設を特定する際には各市町村防災担当部局等で保有するこの調査結果を活用してください。調査の回答に当たっては、管内の市町村防災担当部局と連携の上、対応いただきますようお願いいたします。

なお、調査の詳細については、別紙5の「浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する医療施設に関する調査実施要領」を参照してください。

5. 災害対策基本法改正に伴う避難情報について

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省：令和2年6月改定）」等のガイドブックに記載されている「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル3高齢者等避難」に読み替えていただき、「警戒レベル4避難勧告、避難指示（緊急）」は、「警戒レベル4避難指示」に、「警戒レベル5災害発生情報」は、「警戒レベル5緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いいたします。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別紙6の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、貴都道府県の各施設や管内の市町村、医療施設等において、避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するなど、周知に努めていただくようお願いいたします。

※1 市町村地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、医療施設（これに類する施設を含む）を対象とします。

具体的には、病院、診療所、助産所、これらに類する施設とします。

【4. に関する連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課 救急周産期医療等対策室
災害医療係長 乙部
電話：03-5253-1111（内線 2548）

【1. 2. 3. 5. に関する連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
水防企画室津波水防係長 太田
電話 03-5253-8111（内線 35457）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
地震・火山砂防室地震対策係長 今野
電話 03-5253-8111（内線 36154）

避難確保計画チェックリスト

医療施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

医療施設名	
市町村名	

医療施設の災害リスク情報の確認		医療施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクに応じて、当該医療施設が市町村地域防災計画に位置づけられているか		<input type="checkbox"/> 位置づけを確認した	<input type="checkbox"/> 位置づけている <input type="checkbox"/> 位置づけていない
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない

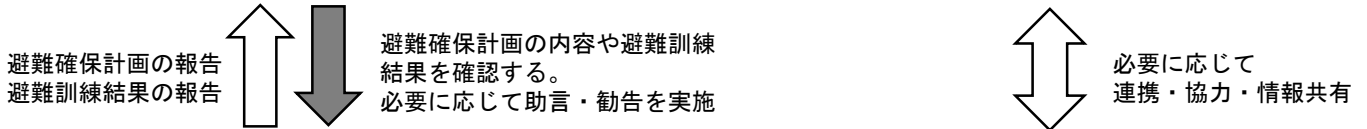
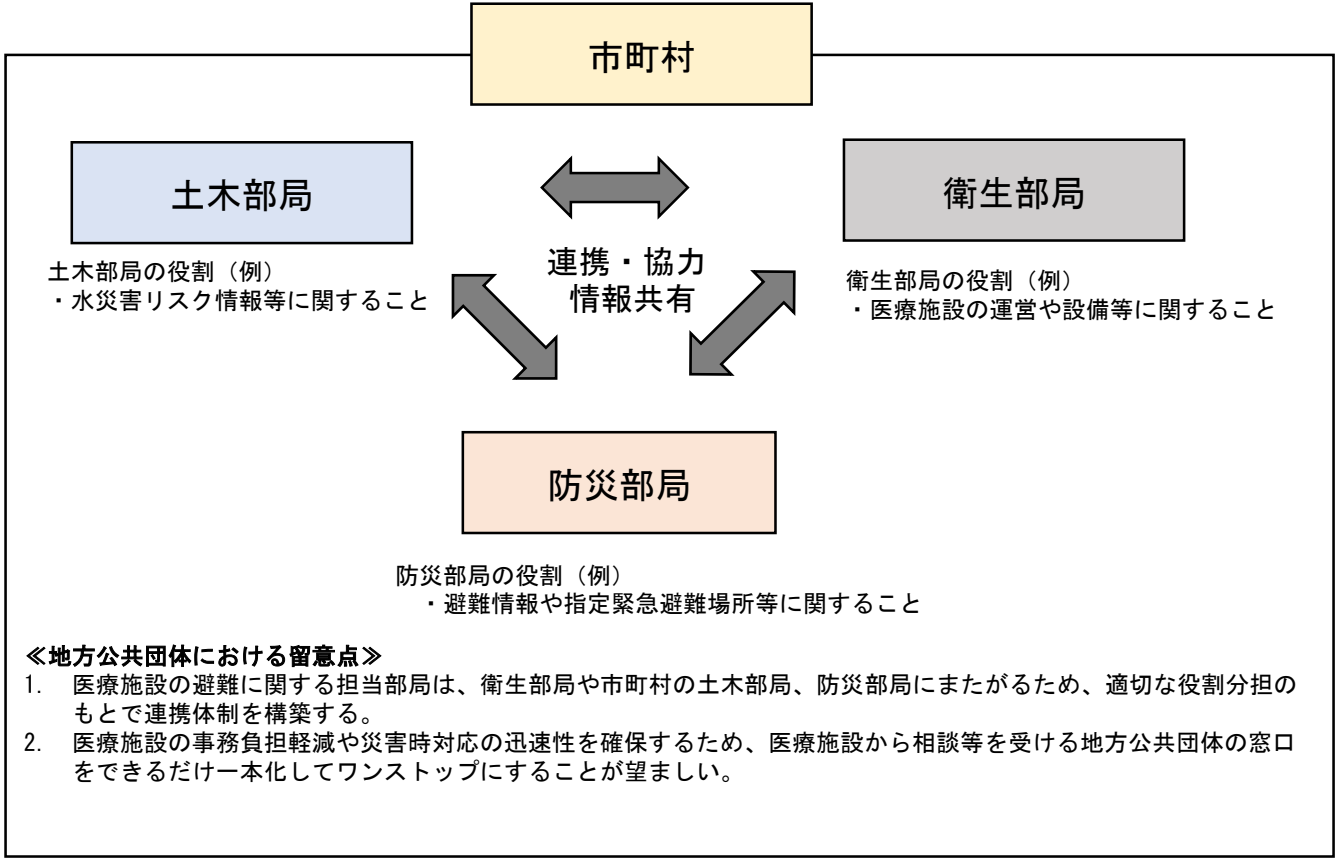
計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
	(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項		
	1. 医療施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 洪水予報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報について、誰が、どうやって、何を収集するか明確に記載されているか <input type="checkbox"/> 必要な情報を誰に、どうやって伝達するか、明確に記載されているか <input type="checkbox"/> 市町村等への連絡者、連絡先、連絡手段、連絡するタイミング(避難開始や避難完了のタイミング等)が記載されているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	2. 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の段階で利用者の避難誘導を行う体制となっているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が、医療施設の災害対策マニュアルにおいて位置づけられていて、その発令を受け避難行動をとる体制となっているか <input type="checkbox"/> 職員の参集が困難となる大雨や暴風時における避難についても想定し、早めの避難支援要員を確保できる体制の構築を考慮しているか。また、夜間や休日における避難支援要員の確保についても考慮しているか <input type="checkbox"/> 避難の頻度が多くなると、避難行動自体が患者の負担となり得ることから、患者の健康状態に応じて避難の開始タイミングを分けるなど、医療施設の実情に応じた避難方法を定めているか 		
<p>3. 警戒レベル3「高齢者等避難」等の発令が無い場合でも避難の判断できるよう、複数の判断材料が設定されているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)や、避難指示の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても判断材料として利用されているか <input type="checkbox"/> 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定しているか <input type="checkbox"/> 医療施設において、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が想定されるような、台風などが予想される場合、臨時に休診とすることを設定しているか <input type="checkbox"/> 避難開始の判断の目安とするため、患者全員が避難するのに要する時間について、計画に記載しているか 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p>(イ) 避難誘導</p> <p>(水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項</p>		
<p>1. 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか</p> <p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 移動に伴う患者のリスクを踏まえ、垂直避難先を確保しているか。また、垂直避難先は、浸水しない高さに設けられているか <input type="checkbox"/> 水平避難(立退き避難)を行う場合は、移動に伴う患者のリスクを踏まえ、「近隣の安全な場所」や「他の医療施設」への避難とし、緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか <input type="checkbox"/> 設定されている避難先(垂直避難先、指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の医療施設)が、移動に伴う患者のリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか <input type="checkbox"/> 水平避難(立退き避難)を行う場合であっても、避難先が家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、浸水しない高さに設けることなど施設内で安全確保の対応ができるか 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

	<p>2. 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>【着眼点】</p> <input type="checkbox"/> 水平避難(立退き避難)を行う場合、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難ルートの設定となっているか <input type="checkbox"/> 水平避難(立退き避難)を行う場合、避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討しておくこと		
	<p>3. 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>【着眼点】</p> <input type="checkbox"/> 職員のみだけでなく、必要に応じ消防団等の地域関係者による支援を得ることを定めているか		
<p>(ウ) 施設整備 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</p>			
	<p>1. 洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための方法が記載されているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>【着眼点】</p> <input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか		
	<p>2. 避難に必要な設備が記載されているか、また、夜間に避難を行うことも想定して、必要な設備が記載されているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>【着眼点】</p> <input type="checkbox"/> 避難行動する際に、患者の健康状態等を考慮し、避難に必要な設備や機材等が記載されているか <input type="checkbox"/>		
	<p>3. 垂直避難を行う場合に備え、医療施設内等での滞在に必要な物資等が確保されているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p>【着眼点】</p> <input type="checkbox"/> 医療施設内等での屋内安全確保を行う場合に備え、備蓄や電気・水等について、長時間の浸水にも対応できるよう確保されているか(3日分の医療施設の機能を維持できる水や非常用自家発電設備の燃料を確保することが望ましい)		
<p>(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</p>			

<p>1. 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 洪水予報、土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係わる訓練(情報伝達訓練)、関連する教育が設定されているか <input type="checkbox"/> 医療施設が浸水に至るまでの限られた時間内に、患者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練(避難誘導訓練)や、関連する教育の機会が設定されているか (避難誘導訓練において、患者が全員参加するのでは無く、身体的な状況に応じて避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練実施するなどの工夫も必要) <input type="checkbox"/> 洪水や土砂災害の危険性が高まる出水期までに医療施設職員の対応力が高まるよう、出水期までに教育・訓練が設定されているか (すべての訓練を一度に行うのではなく、患者や職員の負担を軽減するため、訓練を分けて行う工夫も必要)、 <input type="checkbox"/> 新規に採用された職員等が災害対応できるよう、当該職員に対する教育・訓練の機会が設定されているか <input type="checkbox"/> 医療施設関係者以外の協力者が参画した避難誘導が有効に行われるよう、必要な教育・訓練の機会が当該協力者向けに用意されているか 		
<p>(オ) 自衛水防組織 (設置した場合のみ) (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</p>		
<p>(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか</p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官が記載されているか <input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「患者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか <input type="checkbox"/> 内部組織(〇〇班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されているか 		

医療施設の避難確保計画に関する 地方公共団体の各部署の連携体制の構築



地域防災計画に定められた医療施設

都道府県

 衛生部局
 水防部局
 砂防部局

避難確保計画の作成状況		業務継続計画（BCP）の策定状況			給水設備の整備状況								非常用自家発電設備の整備状況						非常食の備蓄状況			
避難確保計画の作成の有無	平成30年度・令和元年度・2年度における避難確保計画に基づく避難訓練実施の有無	BCP策定の有無		未策定の場合であって今後の策定の予定について	水（飲用でも使える）を備蓄する受水槽の有無		停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）の有無		優先的な給水協定の締結の有無	上水道から水供給が得られない場合の対応要領（給水支援を受ける際の手順、支援依頼する緊急連絡先等）の有無（BCPに記載されている場合は有で回答）	診療機能を3日分程度維持できる受水槽を有していない場合、受水槽または井戸設備の整備予定について	非常用自家発電設備の有無			燃料の優先供給に係る協定の締結の有無	電力供給が途絶された場合の対応要領（外部から電源車や自家発電装置の燃料供給の支援を受ける際の手順、支援依頼する緊急連絡先等）の有無（BCPに記載されている場合は有で回答）	非常用自家発電設備を保有していない場合、または発電容量が6割未満の場合、非常用自家発電設備の整備予定について	燃料備蓄が3日未満の場合、燃料タンクの整備予定について	患者用給食の備蓄	職員用食料の備蓄	災害時に優先的に供給される体制の有無	
		対象とする災害	平成30年度・令和元年度・2年度におけるBCPに基づく訓練実施の有無		受水槽の容量（診療機能を何日分維持できるか）	地下水・井戸水の浄水設備の有無	発電容量（通常診療の何割程度か）	燃料の備蓄容量（診療機能を何日分維持できるか）				非常用自家発電設備の設置場所										
有	無	有	両方	有	有	3日分	無	有	有			有	6割	3日分	2階	有	有		有	有	有	
無		無		今年度中	無		無	有	有	令和4年度中		有	6割未満	1日分	1階	有	無	今年度中	今年度中	無	無	無

非常用通信設備の整備状況						在宅人工呼吸・在宅酸素療法患者への対応状況					浸水想定区域内に立地する場合					土砂災害警戒区域内に立地する場合		
											浸水対策の実施状況					土砂災害防止設備の整備状況		
衛星携帯電話の有無	災害時に有線通信を行える回線の有無	災害時にも使用できるインターネット回線の有無	広域災害・救急医療情報システム (EMIS)			在宅人工呼吸・在宅酸素療法患者の診療の有無 (有の場合、以下回答)	在宅患者の安否確認の体制整備の有無	在宅患者用の予備バッテリーの確保の有無 (※患者へ貸し出し中ものも含む)	在宅患者用の簡易自家発電装置の整備の有無 (※患者への貸し出し中ものも含む)	在宅患者用の酸素ポンプの備蓄の有無	想定浸水深	想定浸水深未満の病室の有無	建物への浸水対策の有無	医療用設備の浸水対策の有無	電源設備の浸水対策の有無	外壁の補強の有無	防護壁設置の有無	その他土砂による災害の防止に必要な施設整備の有無
			EMISのアカウントの有無	院内の関係者間でのEMISのID、パスワードの共有の有無	毎年度におけるEMIS入力情報の更新の有無													
有	有	有	有	有	有	無					0.5m未満	無	有	有	有	有	有	無
無	無	無	無			有	有	有	有	有						有	無	無

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する医療施設に関する調査実施要領

1. 調査対象施設

市町村地域防災計画において、浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）及び土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）に立地する要配慮者利用施設として位置づけられている病院、有床診療所を対象とする。

なお、対象となる病院、有床診療所を特定するに当たっては下表を参考に、国土交通省から各地方整備局等を通じ、都道府県宛てに発出された調査により市区町村防災担当部局等で把握した要配慮者利用施設のリストを基に作業する必要があります。（作業の流れについては、末尾の調査フローチャートをご参照ください。）

今回の調査対象と国土交通省の調査依頼との関係に関する表

市町村地域防災計画の位置づけ	国土交通省からの調査依頼	調査時点
浸水想定区域（洪水、 <u>雨水出水、高潮</u> ）及び土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）に立地する医療施設	令和3年3月2日付「「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査について（依頼）」 (国水環防第 33 号、国水砂第 113 号)	令和3年3月31日時点

2. 提出期限

令和3年9月30日（木）

3. 調査内容

医療施設における次の状況について

- (1) 避難確保計画の作成状況
- (2) 業務継続計画（BCP）の策定状況
- (3) 給水設備に整備状況
- (4) 非常用自家発電設備の整備状況
- (5) 非常食の備蓄状況
- (6) 非常用通信設備の整備状況
- (7) 在宅人工呼吸・在宅酸素療法患者への対応状況

浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）に立地する医療施設における次の状況について

(8) 浸水対策の実施状況

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）に立地する医療施設における次の状況について

(9) 土砂災害防止設備の整備状況

4. 調査時点

令和3年7月1日時点の状況

5. 書類の提出

(1) 提出書類

・Excel ファイル：【都道府県取りまとめ用】浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する医療施設に関する調査

※Excel ファイル：【医療施設用】浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する医療施設に関する調査の提出は不要です。

(2) 提出先

・厚生労働省医政局地域医療計画課

・各都道府県衛生主管部（局）において、取りまとめ管下市町村の調査結果を取りまとめのうえ、提出してください。

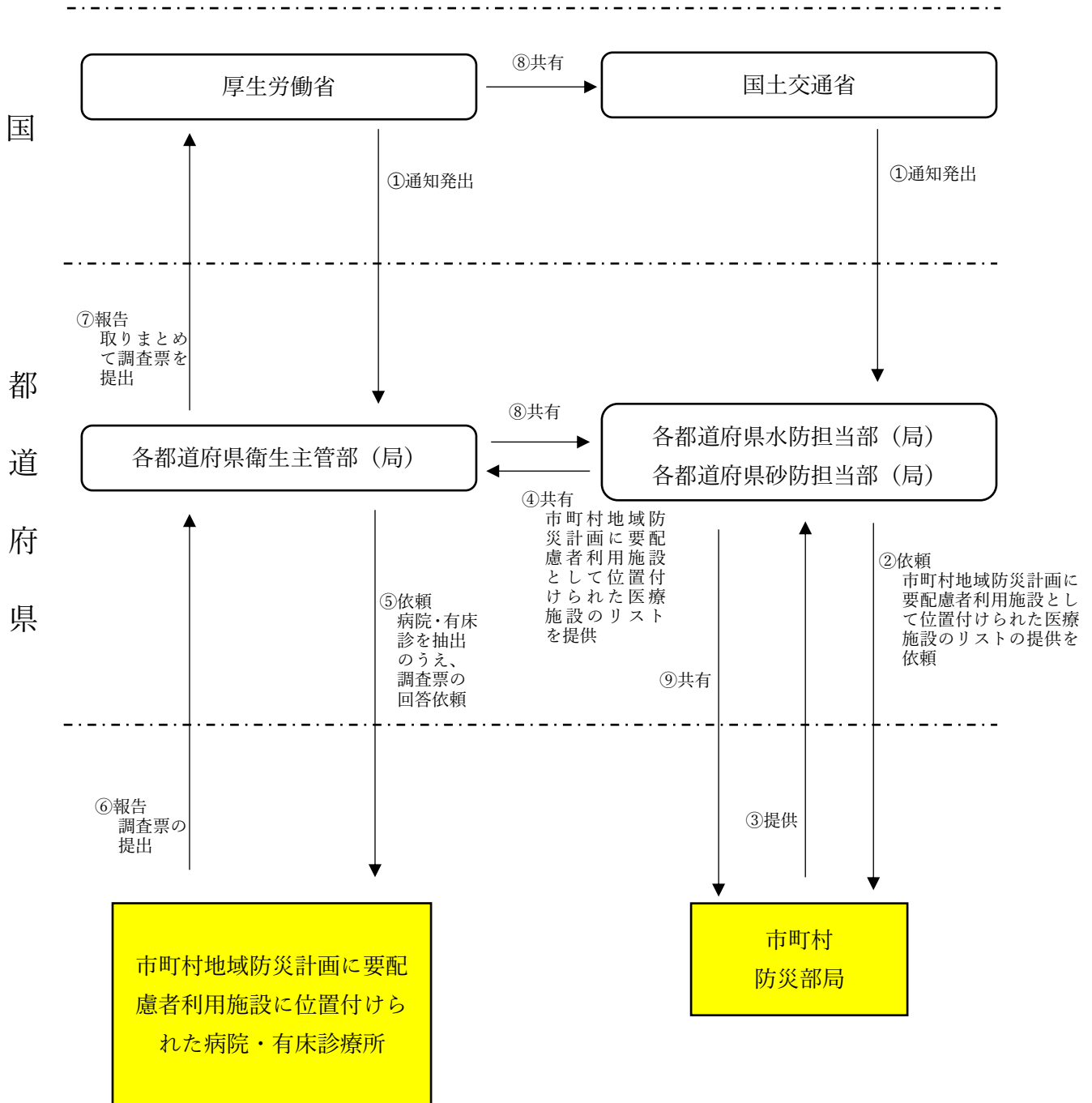
6. 留意事項

・調査を進めるに当たり、要配慮者利用施設に位置付けられた医療施設を特定する必要があります。

・各都道府県水防担当部（局）及び砂防担当部（局）は、管内の市町村防災部（局）に対して、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設に位置付けられた医療施設のリストの提供を依頼してください。また、提出をうけた当該リストを貴都道府県衛生主管部（局）に共有してください。

・各都道府県衛生主管部（局）は、貴都道府県水防担当部（局）及び砂防担当部（局）から共有をうけた市町村地域防災計画に要配慮者利用施設に位置付けられた医療施設のリストから、病院、有床診療所を抽出のうえ、調査票の回答を依頼してください。

調査フローチャート



令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
危険な場所から避難  
しましょう。





ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

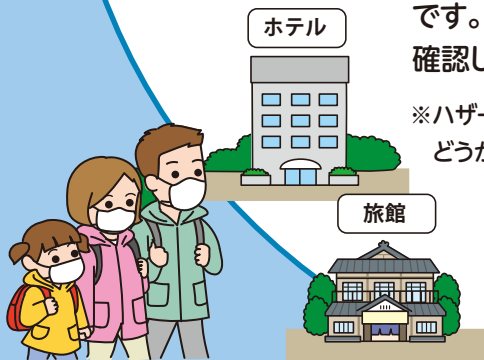


普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

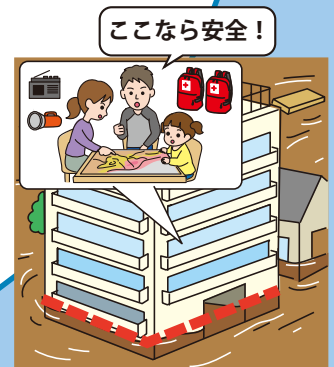


### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

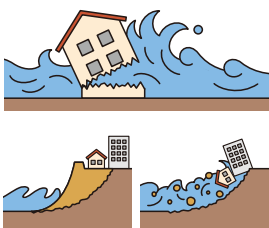
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

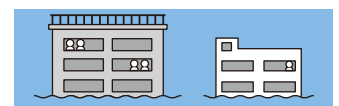
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。